

第1条 BizSTATION 口座振替緊急停止サービス利用規定

1. BizSTATION 口座振替緊急停止サービス(以下「Biz 緊急停止サービス」といいます。)とは、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「口座振替」(以下「Biz 口振サービス」といいます。)をお申込のお客さまが、引落依頼の内容が確定した後に口座振替による収納を停止する場合、当行取引支店に通知することなく、緊急停止に係るデータ(以下「緊急停止データ」といいます。)を、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「ファイル送受信」によって当行に送付することにより口座振替による収納を停止できるサービスです。
2. Biz 緊急停止サービスの利用にあたっては本 BizSTATION 口座振替緊急停止サービス利用規定(以下「Biz 緊急停止サービス規定」といいます。)、BizSTATION 利用規定および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定を適用するものとします(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に規定された「本サービス」に Biz 緊急停止サービスが含まれるものとします。)。なお Biz 緊急停止サービス規定と BizSTATION 利用規定または BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定が抵触する場合には、Biz 緊急停止サービス規定が優先されるものとします。

第2条 Biz 緊急停止サービスの内容

1. 緊急停止データは、振替日の2営業日前午後6時まで送付できます。
2. 緊急停止データは1日1回限り送付することができます。
3. Biz 緊急停止サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼に対して、当行所定の緊急停止データを当行所定の時間内に送付することにより、口座振替収納事務を停止することができます。
4. 緊急停止データに誤りがあり、口座振替収納事務を停止することができなかつた場合、当行はお客様への通知の義務を負いません。
5. Biz 緊急停止サービスで、BizSTATION 連続再振替サービスにおける初回引落日以降の口座振替収納事務を停止する事はできません。

第3条 手数料

1. Biz 緊急停止サービスの利用にあたっては、Biz 緊急停止サービス初期手数料ならびに従量料金および消費税・地方消費税相当額(お客様が非居住者であるか、また Biz 緊急停止サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz 緊急停止サービス初期手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 緊急停止サービス初期手数料ならびに従量料金および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。
2. 引落済みの手数料について、当行は一切返戻義務を負いません。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 緊急停止サービスは、Biz 口振サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz 緊急停止サービスの利用を申込まれる方は Biz 緊急停止サービス規定、BizSTATION 利用規定、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客様のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 緊急停止サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客様は、当行所定の方法により Biz 緊急停止サービスを取止めることができます。この場合 Biz 口振サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. お客様は、Biz 口振サービスのサービス取止めを行おうとする場合には、Biz 緊急停止サービスについても取止めを依頼するものとします。

第5条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客様について次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 緊急停止サービスを取止めできるものとします。
 - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
 - (2) お客様が Biz 緊急停止サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第19条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合には、Biz 緊急停止サービスも当然に取止めになります。
3. Biz 緊急停止サービスは、3ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。
4. BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz 緊急停止サービスによる取引に主に使用する口座が解約されたときは、Biz 緊急停止サービスの契約は当然に終了するものとします。

第6条 関係規定の適用

Biz 緊急停止サービス規定、BizSTATION 利用規定および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第7条 サービス内容または規定の変更

Biz 緊急停止サービスまたは Biz 緊急停止サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第8条 免責事項

当行は、Biz 緊急停止サービスの依頼であることを相応の注意をもって確認して取り扱ったうえは、振替の停止を行わなかつたことについて生じた損害や紛議については一切の責任を負いません。

以上